

佐賀労働局発表
令和8年3月27日（金）

報道関係者 各位

【照会先】

佐賀労働局雇用環境・均等室
室長 渡辺 園子
労働紛争調整官 鷺崎 政子
(電話 0952-32-7218)



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーンを実施

～学生アルバイトなどのトラブル防止のために～

佐賀労働局（局長 城 寿克）では、大学生などの若者を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施します。

本キャンペーンは平成27年度から実施しており、本年で12回目となります。

キャンペーン期間中、佐賀労働局では、アルバイトを始める前に知っておいてほしいポイントをまとめたリーフレットの配布や、大学等での出張相談、企業等への法令等周知などを実施します。

【キャンペーンの概要】

1 実施期間

令和8年4月1日から7月31日まで

2 重点的に呼びかける事項

- (1) 労働契約締結の際の労働条件の明示
- (2) 学業とアルバイトの両立に配慮したシフトの設定
- (3) シフト制で使用する学生アルバイトに対する年次有給休暇の適切な取扱い
- (4) 労働時間の適正把握による適切な賃金の支払い
- (5) 商品の買取り強要等の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- (6) 労働契約の不履行に対してあらかじめ損害賠償額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

3 主な取組内容

- (1) 佐賀労働局による大学等への出張相談の実施
- (2) 大学等でのリーフレットの配布等による周知・啓発
- (3) 佐賀労働局雇用環境・均等室及び（佐賀、唐津、武雄、伊万里）労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応

- 別添1 令和8年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要
別添2 学生・生徒のみなさんへ はじめての「働く」に寄り添う。
別添3 事業主のみなさんへ Let' s Check! 確かめよう！アルバイトの労働条件

令和 8 年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要

1 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日から 7 月 31 日まで

(特に多くの新入学生(新入生含む。)がアルバイトを始める時期)

2 重点事項

- ① 労働契約締結の際の学生アルバイトに対する労働条件の明示
- ② 学業とアルバイトの両立に配慮したシフトの設定
- ③ シフト制で使用する学生アルバイトに対する年次有給休暇の適切な取扱い
- ④ 労働時間の適正把握による学生アルバイトへの適切な賃金の支払い
- ⑤ 学生アルバイトへの商品の買取り強要等の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- ⑥ 学生アルバイトの労働契約の不履行等に対して、あらかじめ損害賠償額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

3 実施事項

(1) 厚生労働省本省での実施事項

① 大学等への協力依頼等

ア 全国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校(いわゆる「高専」)、専修学校及び各種学校(以下「各大学等」)へリーフレット・ポスターを送付し、新入学時の説明会・ガイダンス等での配布や新入学時に配布する冊子への掲載、これらを活用した説明の実施、各大学等のホームページ、SNS等への掲載等、学内の掲示板への掲示等について依頼する。

イ 下記(2)①の出張相談の実施に際しての相談場所の提供、学生等への周知等について依頼する。

ウ 学生等に利用してほしい厚生労働省の労働法の普及啓発媒体等の利用勧奨について依頼する。

② 事業主団体への周知依頼

事業主団体や学生アルバイトが多い業界の団体等に周知し、傘下会員への広報を依頼する。

③ 各都道府県及び政令市への協力依頼

キャンペーンの広報、リーフレットの配布について協力を依頼する。

④ 関係団体への協力依頼

大学等団体、日本弁護士連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本司法書士会連合会、日本行政書士会連合会、全国大学生生活協同組合連合会等に対し、キャンペーンの周知等について協力を依頼する。

⑤ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、報道発表及び厚生労働省ホームページ等への掲載を行う。

(2) 各都道府県労働局の実施事項

① 大学等への出張相談等

大学等より依頼があった場合に、都道府県労働局による出張相談を実施する。

② 総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置

各都道府県労働局及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生等からの相談に重点的に対応する。

③ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、報道発表、ホームページへの掲載、地方公共団体・関係機関等の広報誌の活用等により周知を行う。

④ 学生等に対するリーフレットの配布

リーフレット等について、キャンペーン期間中に、大学等への出張相談時や、学生等が若者相談コーナーを利用した際などに、学生等に対して配布する。

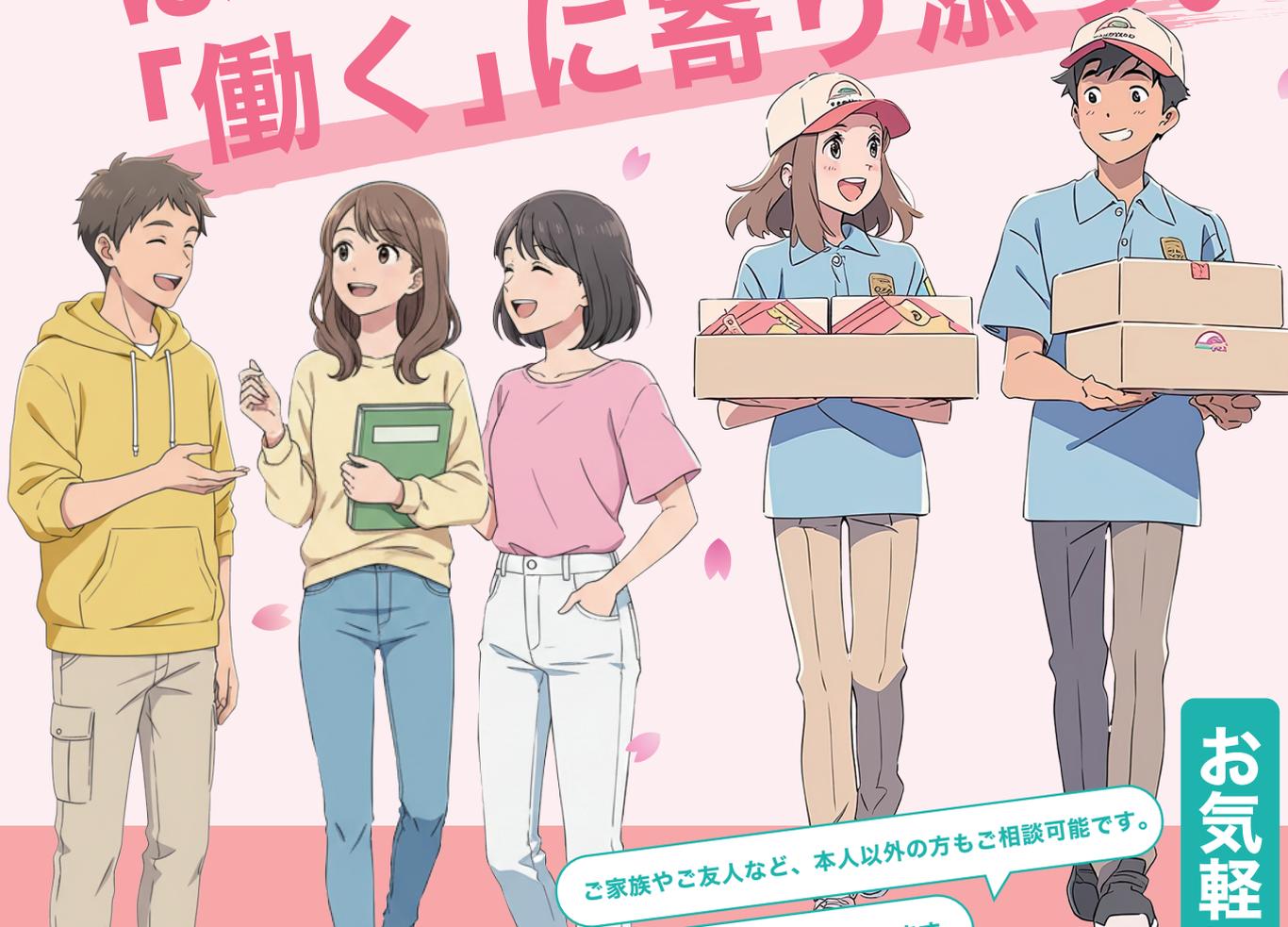
⑤ 事業主等に対するリーフレットの配布

リーフレット等を各労働基準監督署において集団指導や監督指導等を実施する際に事業主等に配布する。

※ 以上の実施に当たっては、所在地の大学等や地方公共団体等関係団体と連携を図る。

学生・生徒のみなさんへ

はじめての「働く」に寄り添う。



ご家族やご友人など、本人以外の方もご相談可能です。

相談内容の秘密は守ります。

相談員がじっくりお話を伺います！

総合労働相談コーナー

※全国 378 か所で相談を受け付けております
※4月～7月に若者相談コーナーを開設します
※労働条件やハラスメント等のあらゆる疑問やお悩みご相談ください



くらし・はたらきマエストロ
たしかめたん

平日夜間・土日祝日の相談は

労働条件相談ほっとライン

月～金：17時～22時 土・日・祝日：9時～21時

For concerns & questions about working conditions

Labour Standards Advice Hotline

Mon to Fri 5 ~ 10 p.m. / Sat, Sun, National Holidays 9 a.m. ~ 9 p.m.

※キャンペーン期間に関わらず、いつでもご相談可能です

相談無料 /
0120-811-610

日本語



English



お気軽にご相談ください。

「アルバイト」で働く中での疑問やお悩み

知って
おきたい

8つのポイント



アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう。

- 雇用契約が結ばれたときに交付される「労働条件通知書（雇用契約書）」には、「始業・終業時刻」や「休日」などが示されています。



労働条件通知書の
モデル様式はこちら！

いつシフトに入るかは、事業主とよく話し合しましょう。

- 試験の準備期間や試験期間中など、シフトに入れない期間がある場合には、そのことを伝えましょう。
- トラブル防止のため、シフト制留意事項を参考に、シフトの作成や変更等のルールを決めておくことも考えられます。



シフト制留意事項

シフト制で働く場合でも、休憩や年次有給休暇を取得できます。

- 働く時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩を勤務時間の途中に取る必要があります。
- 正社員やアルバイトなどといった雇用形態や、働き方を問わず、①6か月間継続して勤務し、②全労働日の8割以上出勤しているという要件を満たす場合には、年次有給休暇を取得できます。



働き方・休み方改善
ポータルサイト | 労働者の方へ

支払われたバイト代を確認しましょう。

- バイト代は、都道府県ごとに定められた最低賃金額以上の金額が支払われます。
- 業務に必要な準備や片付けを行った時間、研修・教育訓練を受講した時間にもバイト代が支払われます。
- 残業をした場合には残業代が支払われます。



地域別最低賃金
の全国一覧

希望していない商品の購入に応じる必要はなく、その代金を一方的にバイト代から差し引くことは禁止されています。



商品の買取強要の問題点

アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません。

- きちんとした理由がなく、社会的に見ても妥当でない解雇は無効になります。
- 会社が解雇をする場合には、30日以上前に予告等の手続きが必要です。

アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます。

困ったときは、各地の総合労働相談コーナーへ



確かめよう、
アルバイトの労働条件



アプリで学ぼう
労働条件 (RJ) パトロール



動画版「これってあり？」
～まんが知って役立つ労働法 Q&A～



「高額収入」「ホワイト案件」…
怪しい求人には応募しないで！

事業主のみなさんへ

Let's Check!

アルバイトを雇うときの
ポイントをチェックしてみよう!

確かめよう!
アルバイトの
労働条件



くらしはたらきマエストロ
たしかめたん

学生・生徒をアルバイトとして雇用する際は次のことをご確認ください。

- 書面で労働条件を明示しましょう。
- 学業とアルバイトの両立に配慮したシフトを組みましょう。
- シフト制のアルバイトに対しても休憩時間や年次有給休暇をきちんと与える必要があります。
- 最低賃金額を遵守し、適切に賃金を支払いましょう。
- 商品を強制的に購入させることはできません。
- 遅刻や欠勤、器物の破損等に対して、一定額の罰金を定める契約はできません。

01 書面で労働条件を明示しましょう。

- トラブル防止のためにも、労働条件通知書（雇用契約書）などの書面を交付し、「始業・終業時刻」や「休日」などを明示する必要があります。
- 労働者が希望した場合には、メール等（印刷できるもの）で明示することもできます。



労働条件通知書の
モデル様式はこちら！

02 学業とアルバイトの両立に配慮したシフトを組みましょう。

- 学生・生徒は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整える必要があります。
- 使用者が一方向的にシフトを決めることは望ましくありません。「シフト制留意事項」を参考に、シフトの作成や変更等のルールを定めましょう。



シフト制留意事項

03 シフト制のアルバイトに対しても休憩時間や年次有給休暇をきちんと与える必要があります。

- アルバイトに対しても45分または1時間の休憩時間を与える必要があります。
 - ・勤務時間が6時間を超える場合には少なくとも45分
 - ・勤務時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間
- シフト制のアルバイトであっても、①6か月間継続して勤務し、②全労働日の8割以上出勤しているという要件を満たす場合には、年次有給休暇を付与する必要があります。
- 原則として、労働者が請求する時季に年次有給休暇を取得させる必要があります。



働き方・休み方改善
ポータルサイト | 事業主の方へ

04 最低賃金額を遵守し、適切に賃金を支払いましょう。

- アルバイトに対しても、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適切に把握する必要があります。
- 賃金は、都道府県ごとに定められた最低賃金額以上の金額を支払う必要があります。
- 業務に必要な準備や片付けを行った時間、研修・教育訓練を受講した時間に対しても、賃金を支払う必要があります。
- 予定した時間を超えて働いた場合には、残業代などその分の賃金を支払う必要があります。



地域別最低賃金
の全国一覧

05 商品を強制的に購入させることはできません。

- アルバイトに商品を強制的に購入させる売買契約は、公序良俗に反して無効となり、また不法行為として使用者の損害賠償責任が認められる可能性があります。



商品の買取強要の問題点

06 遅刻や欠勤、器物の破損等に対して、一定額の罰金を定める契約はできません。

- 遅刻や欠勤などにあらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。
- 規律違反行為への制裁として、無制限に減給することはできません。

ご不明点は、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ

総合労働相談コーナー

※全国378か所で相談を受け付けております
※4月～7月に若者相談コーナーを開設します



こちらで詳しく解説しています！

アルバイトを雇う際に 知っておきたいポイント



平日夜間・土日祝日の相談は

労働条件相談ほっとラインへ！

※キャンペーン期間に関わらず、いつでもご相談可能です

☎ 0120-811-610 **相談無料**

月～金：17時～22時 土・日・祝日：9時～21時